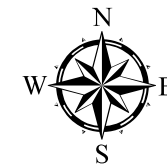
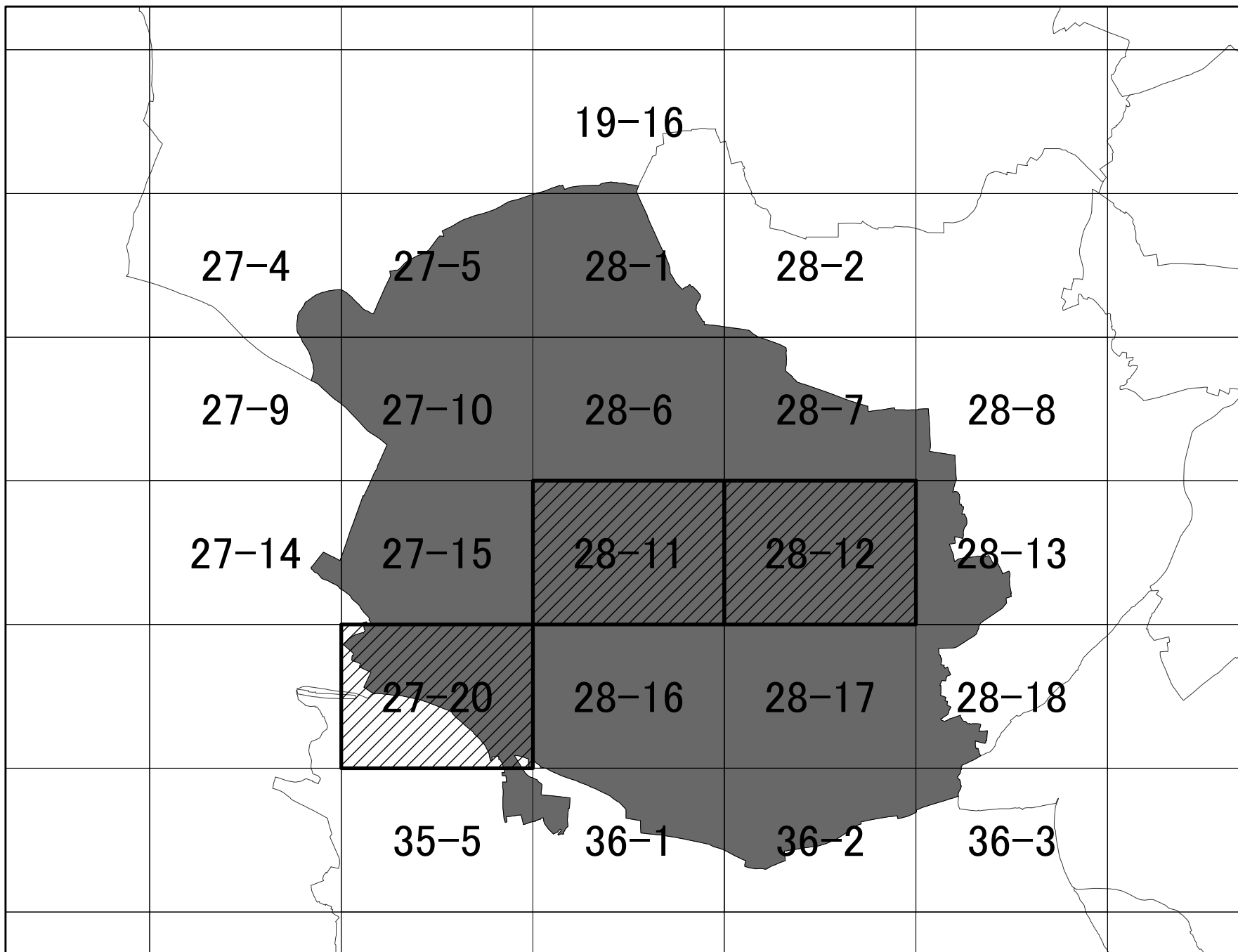


用途地域



東京
都市計画区域

杉並区

杉並区 用途地域

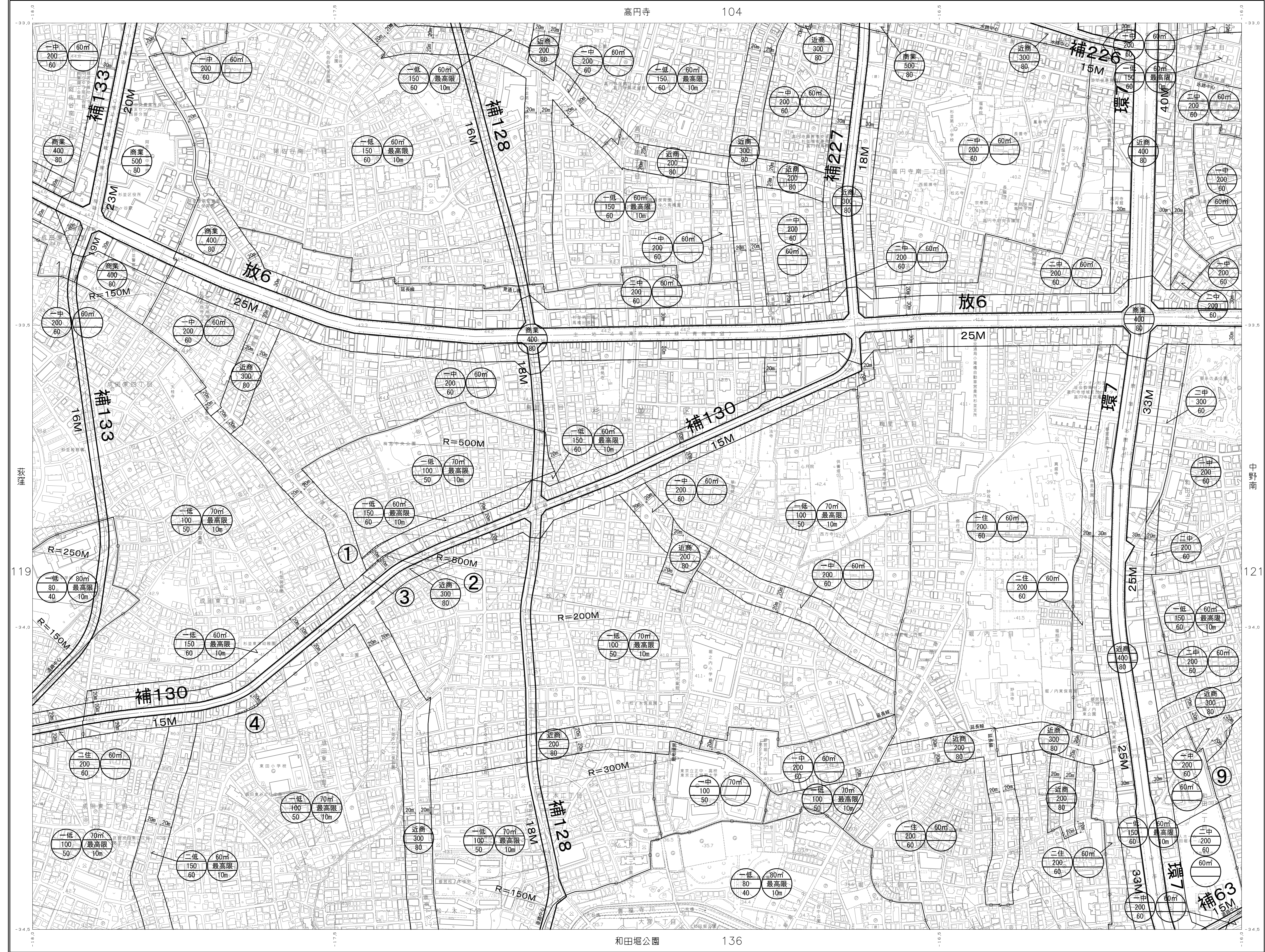
東京都計画用途地域（東京都決定）計画図 120
 [参考] 東京都計画高度地区（杉並区決定）計画図
 [参考] 東京都計画防火地域及び準防火地域（杉並区決定）計画図
 [参考] 東京都計画特別用途地区（杉並区決定）計画図

高円寺南

1:2,500
 28-12 (IX-LD15-2)

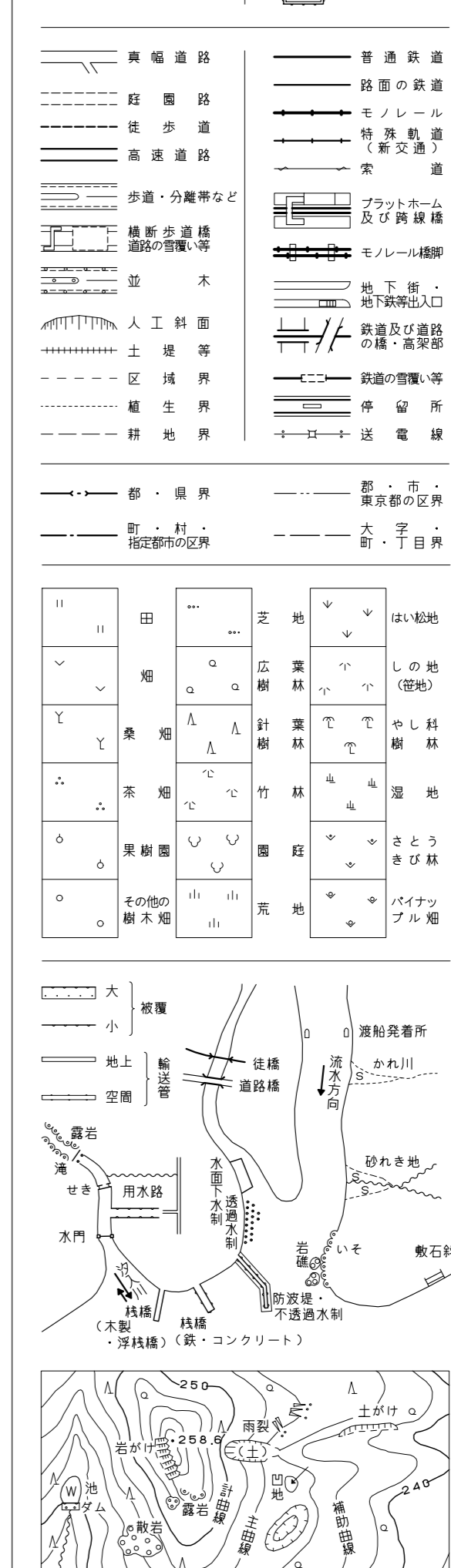
H28・3・14 (道路網作成年月日)

東京都
 杉並区
 高円寺南
 120



凡例

- 用途地域: 一低, 一高, 二高, 近商, 商業, 住宅, etc.
- 防火地域: 準防火, 準準防火, etc.
- 特別用途地区: 補128, 補130, 補133, 補227, 補228, etc.
- 高度地区: 一高, 二高, etc.
- その他: 公園, 緑地, etc.



1. 基準系は、平成十四年国土交通省告示第九号の指定した平面直角座標系の東京区座標系。
2. 投影法は、メルカトル法。
3. 平面直角座標値は、世界測系に基づき、内国界の外側に表示（キロメートル単位、距離：X軸、経緯：Y軸、方位角の単位は0.5キロメートル）。
4. 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（T.P.）。
5. 等高線の間隔は、2メートル。
6. 南北（地軸の北方向）と磁北（磁石の針の北方向）は、下記内訳と図面の中央に示す磁針の方位角を以て決定し、上辺外縁部に、方位（真北）、方位（磁北）を示した方向。
7. 方位角（方位の磁北の方向）に対する真北の方位角は、真方位10°。
8. 真北に対する磁北の方位角（磁針方位）は、「2015.9年磁気異常一覽図（国土院地研）」で、磁針方位17°07'。
9. 東京都公共測量高度への換算方法は、以下の通り。

平成9年測量
 平成15年修正
 平成21年修正
 平成26年修正

1. 平成24年11月測量図面更新
 2. 平成25年7月測量図面更新

1:2,500

この測量成果は、国土院院長の承認を得て用図所管の測量成果を使用し得たものである（承認番号）平成24年公第269号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都区及2,500分の1地利図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 2都市基設案第3号 (承認番号) 2都市基設案第118号、令和2年8月6日
 (承認番号) 2都市基設案第110号、令和2年8月21日

著作権所有者 東京都都市整備局
 株式会社ミッドマップ東京
 〒200-8588

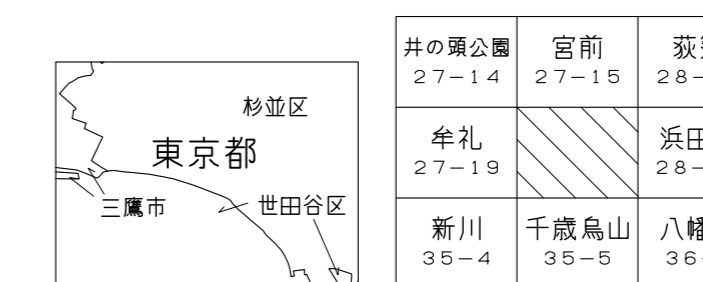
番号	変更前							変更後										
	用途	建蔽	容積	敷地	高さ	外壁	高度	防火	特別用途	用途	建蔽	容積	敷地	高さ	外壁	高度	防火	特別用途
①	一低	50	100	70	10	-	一高	準防火	-	一低	60	150	60	10	-	一高	準防火	-
②	一低	60	150	60	10	-	一高	準防火	-	近商	80	300	-	-	-	二高	準防火	-
③	一中	60	200	60	-	-	二高	準防火	-	近商	80	300	-	-	-	二高	準防火	-
④	一低	50	100	70	10	-	一高	準防火	-	近商	80	300	-	-	-	二高	準防火	-
⑨	一低	60	150	60	10	-	一高	準防火	-	一中	60	200	60	-	-	二高	準防火	-

杉並区 用途地域

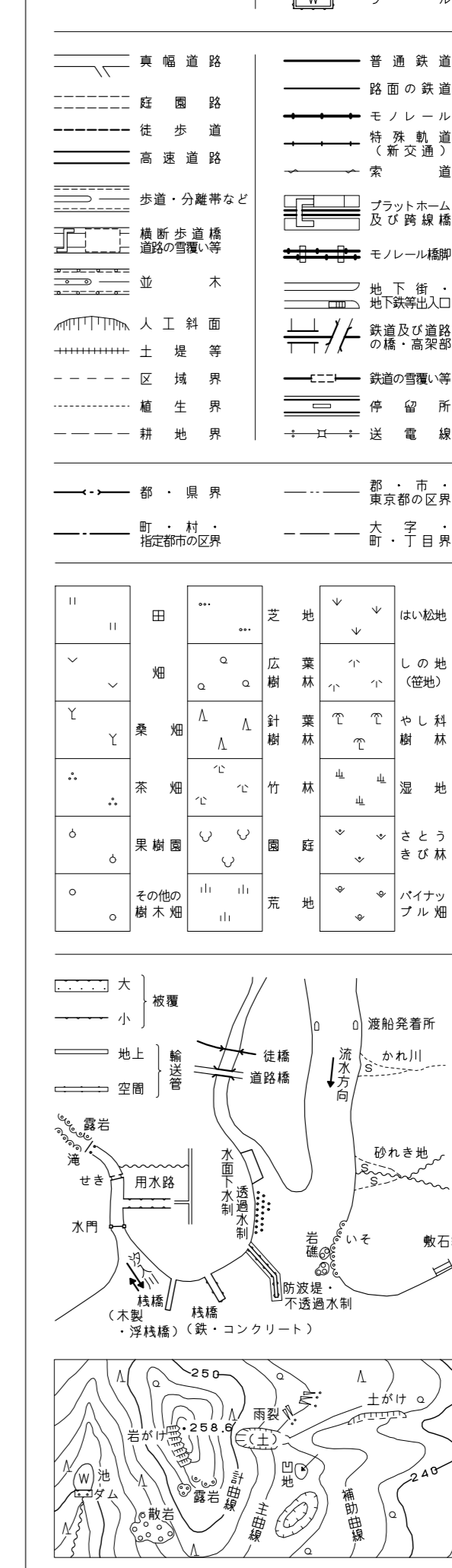
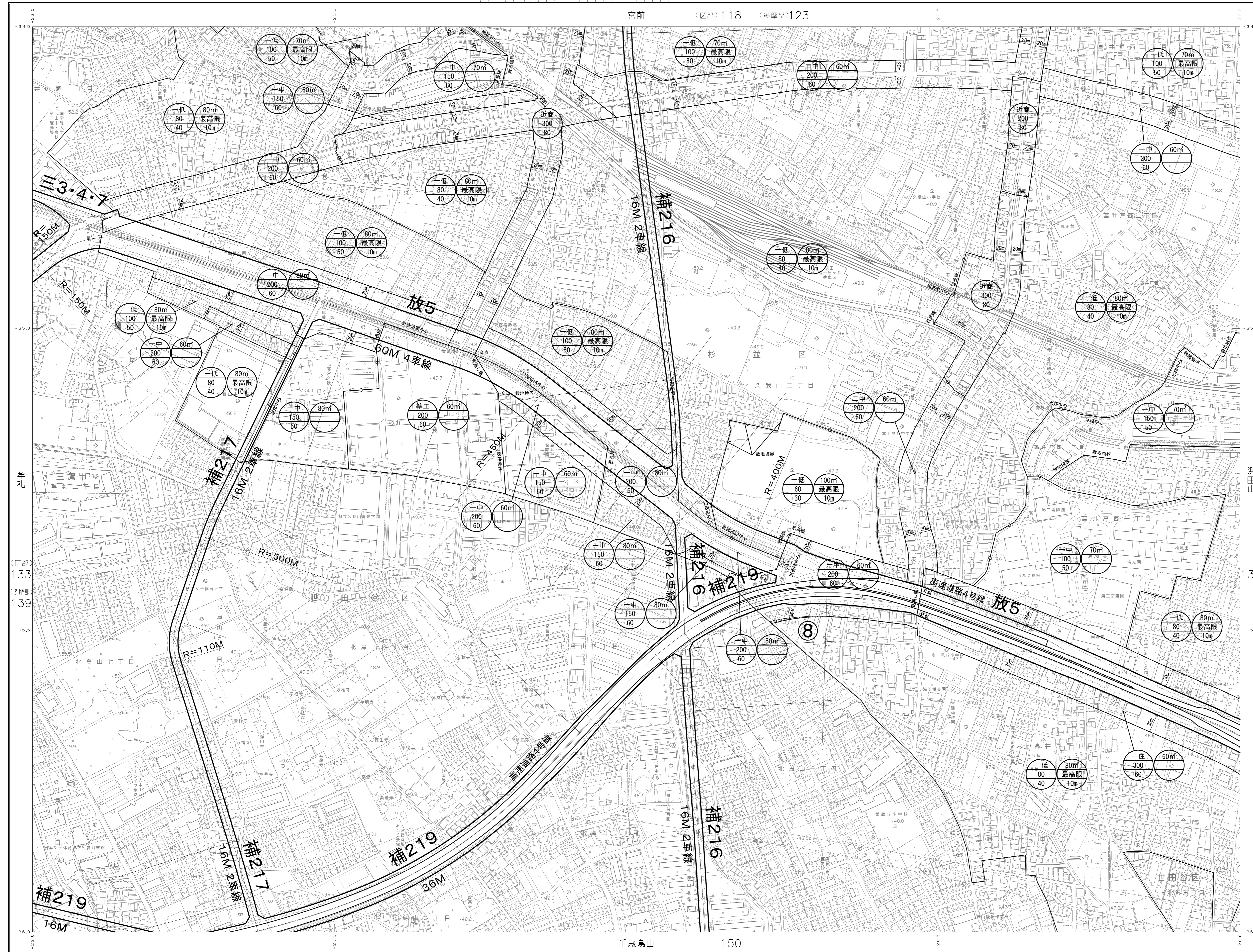
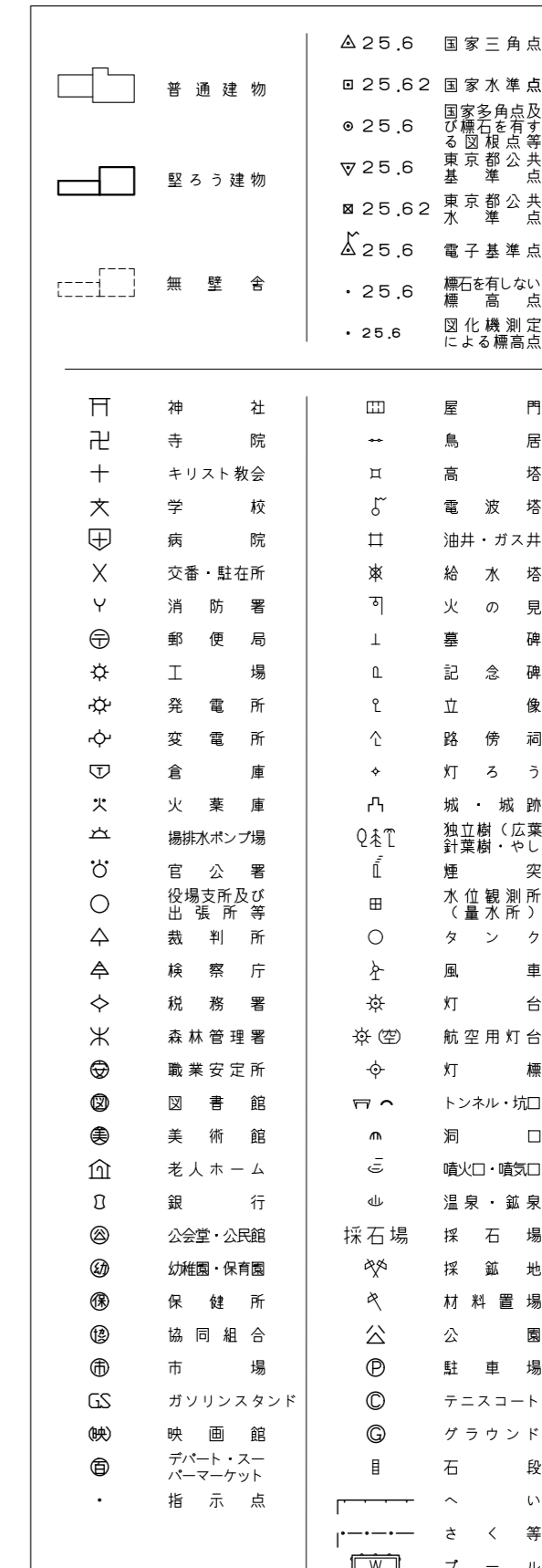
東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 134
 [参考] 東京都市計画高度地区（杉並区決定）計画図
 [参考] 東京都市計画防火地域及び準防火地域（杉並区決定）計画図
 [参考] 東京都市計画特別用途地区（杉並区決定）計画図

1:2,500 (IX-LD14-4) H28・3・14 H29・3・14 (道路網作成年月日)

久我山



凡例



平成9年測量
 平成16年修正
 平成21年修正
 平成25年修正

1. 平成24年11月編成途中
 2. 平成25年7月編成途中

この測量成果は、国土院の承認を得て用図所管の測量成果を使用し作成したものである(承認番号)平成24年国土院第269号
 この地図は、東京都市計画の承認を受けて、東京都市計画2,500分の1地利図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 2都市基文案第3号 (承認番号) 2都市基文案第118号、令和2年8月6日
 (承認番号) 2都市基文案第110号、令和2年8月21日

1 基準系は、平成十四年国土交通省告示第九号の指定した平面直角基準系の東京区産標系
 2 投影法は、横メルカトル法
 3 平面直角座標値は、世界海峽系で、内国線の外側に表示(キロメートル単位、距離: X軸、経緯: Y軸、方位角の単位は0.5キロメートル)
 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
 5 等高線の間隔は、2メートル
 6 方位(方位の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下記内訳と図中の中央に示す磁北線と方位角を併記して、上記内訳の上に、方位(磁北)、方位(磁北)で示した方向
 この場合、方位・磁北は、30°単位の日盛りに、10°単位で表示

番号	変更前						変更後											
	用途	建蔽	容積	敷地	高さ	外壁	高度	防火	特別用途	用途	建蔽	容積	敷地	高さ	外壁	高度	防火	特別用途
⑧	一低	40	80	80	10	-	一高	準防火	-	一中	60	200	60	-	-	二高	準防火	-

7 方位(方位の北の方向)に対する方位の偏差は、実測約10°
 8 方位に対する磁北の偏差(磁北線)は、「2015.9年磁気異常一覽図(国土院刊)」で、偏差約17.0°
 9 東京区公共基準点への照準立入は禁ずる。